

災害時における石綿モニタリングに関する合意書の締結について

一般社団法人埼玉県環境計量協議会（埼環協）では、埼玉県と

『災害時における石綿モニタリングに関する合意書』

を締結しました。

1. 背景

近年では地震、洪水、土砂、大型台風などが頻繁に発生し各地で被害を受けています。特に大規模な災害が発生した際、損壊した建築物等に石綿が使用されている建材などがあった場合に大気に飛散する恐れが懸念されます。そのため、飛散状況のモニタリングを行うことは、災害時において、避難や復旧作業をより安全に促すことに大きく役立ちます。

近年の事例として、埼玉県では、平成 28 年の熊本地震において、熊本市からの派遣要請を受けて、石綿モニタリングを行いました。

県内でも、大規模災害が発生した際、石綿モニタリングを迅速かつ円滑に実施できるよう、県と体制を整備しました。

2. 協定の概要

(1) モニタリング体制の整備

発災後、県は埼環協に石綿モニタリングの実施の要請を行います。

埼環協は石綿モニタリングを実施できる状況にある会員を指名し、県に通知します。

県はモニタリング実施者を決定し、発注します。

(2) 平常時の訓練の実施

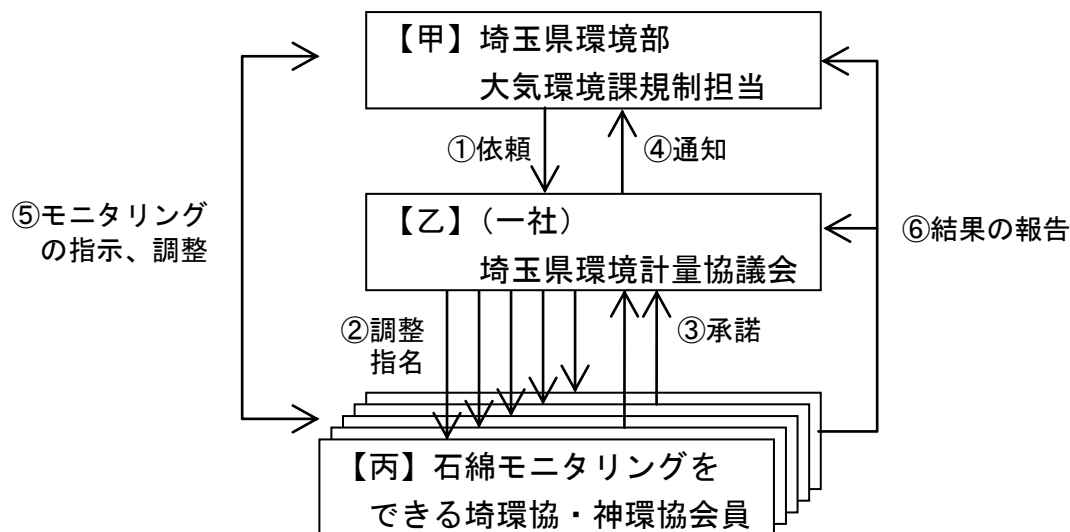
モニタリング訓練や図上訓練等を年に 1 回以上行うことで、不測の事態に備えます。



左：加藤環境部長、右：山崎会長 2018/11/6 環境部長室にて

3. 連絡網

連絡体制は、下図のとおりです。県よりモニタリングが必要となった場合に、埼環協事務局に依頼があり（図中①）、埼環協事務局が対応できる会員の照会を行います（図中②）。対応ができる会員の承諾を得て（図中③）、県に通知します（図中④）。これを受けた県は、対応できる会員にモニタリング時期や場所などの具体的な指示と調整を行い（図中⑤）、対応する会員はモニタリングを実施し、石綿繊維数を分析します。その結果を、県と埼環協事務局に報告する（図中⑥）という流れです。この結果を受けて、県は被災場所などの安全を確認し、必要な対策を取ります。



（注）連絡網は、常に連絡が取れるよう、随時見直すこと。

乙は、丙の被災状況、地理的条件などを考慮し、指名すること。

図 連絡体制

4. 本合意の協力会員

本合意では、緊急的なモニタリングの連絡を埼環協事務局だけに委ねることなく、本合意に対応できる会員を連絡体制にまとめています。このことにより、前項の連絡網（図）にあるとおり、県と合意に協力いただく会員が直接連絡を取り、具体的な指示や調整を行い（図 連絡体制の⑤）、体制の強化を図っています。

今後は、この体制の協力を得られる会員の増強や石綿の分析ができなくともモニタリングだけの協力ができるような枠組みを検討したいと考えています。

今回の合意では、次の 11 会員（事務局含む）、1 団体（神環協）の体制になりました。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (株) 伊藤公害調査研究所 | (株) 産業分析センター |
| エヌエス環境 (株) 東京支社 | 東邦化研(株) |
| (株) 環境管理センター北関東技術センター | 内藤環境管理(株) |
| (株) 環境総合研究所 | 山根技研(株) |
| (株) 環境テクノ | (一社) 神奈川県環境計量協議会 |
| (公財) 埼玉県健康づくり事業団 | (一社) 埼玉県環境検査研究協会 (事務局) |

5. 第1回訓練

平成30年11月28日(水)に第1回のモニタリング・室内訓練を開催しました。埼環協から25名の関係者が参加し、政令市や事務移譲市、県関係課所からも24名が見学と室内訓練に参加しました。訓練の内容は、つぎのとおりです。

○会場

県庁、あけぼのビル3階会議室

○スケジュール

10:45 集合

10:50 大気測定の準備

11:15 測定開始

11:45 石鍋 大気環境課長 のご挨拶、埼環協 山崎会長 の挨拶

「災害時における石綿モニタリングに関する合意について」(説明: 県大気環境課)

(昼休憩)

13:40 「石綿環境測定の詳細」(説明: 県環境科学国際センター)

14:15 「災害時における石綿飛散・暴露防止対策」(説明: 県環境科学国際センター)

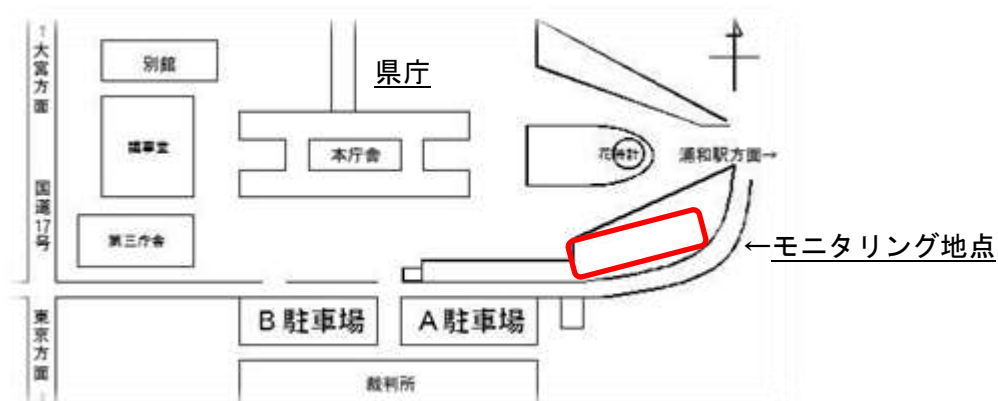
15:15 測定終了、片付け

○講師

県大気環境課 小ノ澤氏、吉野氏

県環境科学国際センター 佐坂氏、川寄氏

○測定地点



モニタリング訓練の様子

○訓練概要

各協力会員は、モニタリング場所に集合してモニタリング装置の設置場所の説明を受け、準備に取り掛かりました。電源は、平成 28 年 4 月に県庁に開所したスマート水素ステーションから水素燃料の供給を受けた「燃料電池自動車クラリティフューエルセル」を介して供給しました。これは、災害時に電力の供給が途絶えることを想定したものです。スマート水素ステーションは、Honda 独自の高圧水電解システムで、隣接に設置した太陽光発電装置から電源を供給し、水を電気分解によって CO₂ フリーのクリーンな水素を製造しています。



スマート水素ステーションと燃料電池自動車クラリティフューエルセル、太陽光発電装置(埼玉県 HP より)

訓練当日は天候に恵まれ、モニタリングが開始されると室内に移動し、大気環境課長と埼環協会長の挨拶の後、3 題の座学による訓練をはじめました。

まずは、今回の合意の背景や主旨などの説明が県よりありました。埼玉県が想定している災害のうち、地震は大きく 3 つあり、その 2 つは東京湾北部と茨城県南部を震源に発生するもので、その確率は今後 30 年以内に 70% と非常に高いです。他の災害には、大型台風や大雨による堤防の決壊などが想定されています。水害については、ハザードマップが整備されているので被災地区が参考になるものの、地震では倒壊する建物の想定や建物の石綿使用の調査が限定的であるため、どこで石綿が露出し飛散するか分かりません。そのためにも建物の石綿使用について情報を詳細に整備する必要があります。また、発災時は、避難所や倒壊建物、仮置き場などがモニタリングの対象となりますが、現時点では 50 箇所を想定していますが、発災時の混乱の中で、個所の選定が難しい課題もあります。この題では、合意の主旨の理解を促し、現状の課題も共有しました。

他の座学では、埼玉県内の石綿の環境測定状況や被災地でのモニタリング事例、発災時の初動や調査時の注意事項などについて丁寧に説明を受けました。

今回の訓練では、県大気環境課の方々が進行や準備、モニタリング中の機器の監視など細かいところまで担当して頂き、はじめての訓練ではありながらも、予定していた内容は無事に終了しました。この合意が有効に実動するような視点を持って、さらに訓練を充実させていきたいと思えます。(埼環協事務局作成)



モニタリング装置の設置等

石綿モニタリングで合意書締結

埼玉県と埼玉県環境計量協議会は、災害時のア
スベスト(石綿)のモニタリングに関する合意書
を締結した。大規模災害が起きた場合、壊れた建
物から石綿が飛散する恐れがある。県が飛散状況
の調査を求める窓口を協議会に一元化すること
で、素早く対応できるようにする。

同協議会は関係事業者50社が加盟している。大
規模災害が起きた場合、県が協議会にモニタリン
グを要請。協議会は実施できる事業者を県に伝え
る。災害に備えて、モニタリング訓練や図上訓練
などを年1回以上行う。



発行所
日本工業経済新聞社

さいたま支局

さいたま市浦和区岸町7-5-21
電話 048(613)6566
FAX 048(613)6549

本社 東京都文京区千駄木3-30-11
URL: www.nikkei.co.jp

©日本工業経済新聞社

購読のお申込みは

0120-313-112



県と埼玉環協が合意書

災害時の石綿モニタリング

県と埼玉環境計量協議会(埼玉環協、山崎研一(食))は災害時における石綿(アスベスト)モニタリングに関する合意書を締結した(6日)。大規模災害の発生時に石綿モニタリングを迅速に実施できる体制を整えた。

発災後は県は埼玉環協に石綿モニタリングの実施を要請する。埼玉環協は実施できる状況にある会員を指名し、県に通知。県は実施者を決定して発注する。平常時は訓練を年に1回以上行い不測の事態に備える。

大規模災害が発生した

際、損壊した建築物などに石綿が使用されている建材などがあつた場合に、大気を飛散する恐れが懸念されている。このためモニタリングを行う

ことは災害時の避難や復旧作業をより安全に促すことに役立つ。

埼玉環協会員49者のうち今回の合意の協力会員は次のとおり。

- ▽伊藤公雲調査研究所
- ▽エスエス環境東京支社
- ▽環境管理センター北関東技術センター▽環境総合研究所▽環境テクノ
- 埼玉県健康づくりの事業団
- ▽産業分析センター▽東邦化研▽内藤環境管理▽山根技研▽神奈川県環境計量協議会▽埼玉県環境検査研究協会(事務局)

災害時における石綿モニタリングに関する合意書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「乙」という。）は、災害時に損壊した建築物等から発生するおそれのある石綿の飛散状況を把握するための環境モニタリング（以下「石綿モニタリング」という。）について次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、県内において地震、洪水、土砂災害その他大規模な災害により建築物又は工作物が損壊した場合、迅速かつ円滑に石綿モニタリングを行うことを目的とする。

（体制の整備）

第2条 甲は、乙と協議の上、石綿モニタリングを行うための連絡体制を整備するものとする。

2 石綿モニタリングを行う者（以下「モニタリング実施者」という。）は、乙の指名に基づいて甲が決定する。

3 甲と乙は、石綿モニタリングに関する訓練を年に1回以上行うものとする。

4 訓練の内容は、甲、乙協議して定める。

（石綿モニタリングの実施）

第3条 石綿モニタリングは、甲の要請により行う。

2 石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき行うものとする。

（石綿モニタリングの費用）

第4条 石綿モニタリングの費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時直前の価格を基準に甲、乙協議して定める。

（その他）

第5条 この合意のほか、石綿モニタリングに必要な事項は、甲、乙協議して定める。
この合意を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成30年11月6日

(甲) さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県

環境部長

加藤和男



(乙) さいたま市大宮区上小町1450-11

一般社団法人 埼玉県環境計量協議会

会長

山崎研一

